# 秋田市ツキノワグマ捕獲報奨金取扱実施の流れ

ツキノワグマの個体数減少を図り、市街地へのツキノワグマの出没を未然に防止するため、令和８年度の狩猟期間中にツキノワグマを捕獲した狩猟者に対し報奨金を交付する。

## １　報奨金の金額

秋田市内で捕獲したツキノワグマ１頭あたり１０，０００円（上限５０頭）

## ２　交付対象者

・秋田県へ狩猟の届け出をしている者
・令和８年１１月１日から令和９年２月１５日の狩猟期間中に秋田市内でツキノワグマを狩猟した者
・捕獲個体について、県へ「ツキノワグマ捕獲調書」を提出し受領されており、市の確認を受けた者

## ３　報奨金請求の流れ

【手続きのイメージ】

**捕獲申請の流れ**

1 ツキノワグマを狩猟
今年度の狩猟期間内に適法に捕獲する。

2 証拠写真を撮影
「捕獲個体が識別できる写真」を撮影する。

3 県へ書類提出
例年提出している「ツキノワグマ捕獲調書」を県へ提出する。

4 市へ証拠写真を提出する。
２で撮影した「写真」を市の担当者へ提出する。

5 市からツキノワグマ捕獲確認書を発行してもらう
市から「確認書（様式第１号）」を受理する。

**報奨金請求手続きの流れ**

1 報奨金の請求書（様式第２号）を作成
市指定の請求書（様式第２号）に必要事項を記入する。

2 市担当窓口へ申請
請求書（様式第２号）に必要書類を添え市へ提出する。

3 内容審査
市の担当者が2の提出書類に基づき事実確認をする。

4 報奨金の振込
提出書類の確認後、指定口座へ報奨金が振り込まれる。

【写真のイメージ】




## ４　支払い

**捕獲確認書の交付を受けた狩猟者は確認書（様式第１号）に加え、請求書（様式第２号）および個体を識別できる写真、狩猟者登録証の写しを添えて市農地森林整備課に提出する。**